

審 査 基 準

平成30年1月4日作成

法 令 名： 質屋営業法
根 拠 条 項： 第2条第1項
処 分 の 概 要： 質屋の許可
原権者（委任先）： 東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 質屋営業法 第3条第1項（許可の基準） ○ 質屋営業法施行規則 第1条（申請及び届出の一般的手続） 第2条、第3条（質屋の許可の申請）
審 査 基 準： 質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。
標 準 処 理 期 間： 50日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先： 営業所を管轄する警察署の生活安全課
問 合 せ 先： 同 上
備 考：